

〈事業主の方へ〉

保険料額については、事業主から提出された被保険者の資格取得、喪失、標準報酬月額及び賞与支払等の変動に関する届出内容を基に、毎月20日頃、日本年金機構（年金事務所）から事業所へ「保険料納入告知額通知書」を送付しお知らせしております。保険料額についてのご確認につきましては、事業所を管轄する年金事務所へお問い合わせください。

健康保険・厚生年金保険口座振替開始通知書

事業所整理記号	■■■■■	事業所番号	■■■■■
事業所名称	■■■■■		
預金種別	■■■■■		
口座番号／通帳番号	■■■■■		
金融機関名称	GMOあおぞらネット銀行 法人営業部		
振替開始年月分	令和 6年 8月分保険料		

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。

※口座番号はセキュリティの観点にて、一部「*」で表示しています。

※ゆうちょ銀行を指定している場合は、口座番号欄に通帳記号、通帳番号を合わせたものを記載しています。（桁数が実際と異なる場合がありますが、振替に支障はありません。）

上記のとおり口座振替を行うことが決定されたので通知します。

令和 6年 8月23日

日本年金機構理事長
(西福岡年金事務所)



この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。